

議案第11号

北名古屋市消防団条例の一部改正について

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員の報酬等の基準に鑑み、消防団員の確保及び処遇改善を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

北名古屋市消防団条例（平成18年北名古屋市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第4号中「もの」を「者」に改める。

第10条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災、地震その他の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第14条を次のように改める。

（報酬の支給）

第14条 基本団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

- 2 機能別団員の報酬は、出動報酬とする。
- 3 年額報酬の額は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 4 出動報酬の額は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 5 報酬の支給方法は、市長が別に定める。

第15条に次の2項を加える。

- 2 第3条に規定する区域外に在住する団員が災害、警戒、訓練その他市長が認める職務に従事する場合には費用弁償を支給するものとし、その額は1回につき100円とする。
- 3 前項の費用弁償の支給方法は、市長が別に定める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

区分	年額報酬の額
団長	216,000円
副団長	150,000円
分団長	96,000円
副分団長	78,000円
部長	60,000円
班長	35,000円

基本団員（上記に掲げる者を除く。）	33,000円
-------------------	---------

別表第2（第14条関係）

区分	出動報酬の額
災害の場合	1日につき 8,000円以内
警戒の場合	1回につき 4,000円以内
訓練の場合	1回につき 4,000円以内
その他市長が認める場合	1回につき 4,000円以内

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。